

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する方が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が行田市であること。
- 2 申請者が法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業（以下「指定業種」という）を行う中小企業者であること。
- 3 兼業者の場合、行っている事業がすべて指定業種に属する事業であることが確認できること。
- 4 ①主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（主たる業種及び企業全体の原油等の仕入単価の上昇率）
②主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（主たる業種及び企業全体の原油等への依存率）
③主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（主たる業種及び企業全体の価格転嫁の状況）

【申請に必要な書類】

申 請 に 必 要 な 書 類			個人	法人
1	認定申請書	2通	●	●
2	履歴事項全部証明書（発行日より 3か月以内） 【コピー可】	1通		●
3	代表者、事業所所在地を証明できるもののコピー 【確定申告書等】	1通	●	
4	申請書ロー①、ロー②いずれかの添付書類	1通	●	●
5	最近1年間の業種別の売上等が確認できるもの 【試算表、帳簿類等の写し】	1通	●	●
6	最近1か月間及び前年同月の原油等の仕入単価が分かる根拠資料	1通	●	●
7	最近1か月間の【売上原価が分かる根拠資料】及び【売上原価に対応する原油等の仕入価格が分かる根拠資料】 ★②は指定業種及び企業全体	1通	●	●
8	【最近3か月間】及び【前年同期の原油等の仕入れ価格】が分かる根拠資料 ★②は指定業種及び企業全体	1通	●	●
9	【最近3か月間】及び【前年同期の売上】が確認できる根拠資料 ★②は指定業種及び企業全体	1通	●	●
10	許認可証等のコピー【許認可等を必要とする業種の場合】	1通	●	●
11	委任状(任意様式) 【金融機関等の方が代理申請する場合】	1通	●	●

(注)試算表、帳簿類等の写しについては、事業所名の記載の無いものは不可。また、該当する売上等の数値部分をマーカー等で色を付けること。

※認定書の有効期間は、認定書の発効日から起算して30日です。

※本認定により必ずしも融資が受けられるものではなく、融資の決定は金融機関及び信用保証協会の審査により行われます。

【お問合せ先】 行田市役所 商工観光課 産業振興担当
 《住 所》 行田市本丸2-20
 《電 話》 048 (556) 1111 内線5404
 《FAX》 048 (553) 5063